

○函館圏都市計画特別工業地区内の建築制限に関する条例

平成元年10月6日条例第27号

改正

平成4年3月24日条例第13号
平成5年6月29日条例第24号
平成7年7月10日条例第30号
平成9年9月24日条例第35号
平成14年12月19日条例第64号
平成15年7月17日条例第31号
平成17年12月19日条例第115号
平成20年6月26日条例第40号
平成21年7月2日条例第37号
平成27年3月10日条例第33号
平成30年3月12日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、函館圏都市計画特別工業地区（以下「特別工業地区」という。）内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別工業地区の種別)

第1条の2 特別工業地区は、建築物の建築の制限の内容により、第1種特別工業地区および第2種特別工業地区とする。

(特別工業地区内の建築制限)

第2条 第1種特別工業地区内においては別表第1に、第2種特別工業地区内においては別表第2に掲げる用途に供する建築物を新築し、増築し、もしくは改築し、または建築物の用途を同表に掲げる用途に変更してはならない。ただし、市長が当該地区の指定の目的に反しないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ函館市建築審査会の意見を聴かなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第3条 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物については、引き続き同項の規定の適用を受けない期間の始期（以下「基準時」という。）を基準とし、次に定める範囲内において増築し、改築し、または用途の変更をすることができる。

(1) 増築または改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築または改築後における延べ面積および建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項または第7項および法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築、改築または用途変更後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(罰則)

第4条 第2条第1項の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第5条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成元年規則第46号で、平成元年10月12日から施行）

附 則（平成4年3月24日条例第13号）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成4年5月7日から施行する。（平成4年規則第28号で、平成4年4月3日から施行）
- 2 この条例（第4条の改正規定に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成5年6月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年7月10日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年9月24日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月19日条例第64号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年7月17日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月19日条例第115号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、〔中略〕第2条中函館圏都市計画特別工業地区内の建築制限に関する条例第3条の改正規定〔中略〕は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月26日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月2日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月10日条例第33号）

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日条例第32号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- 1 住宅（第1種特別工業地区内に設置される事業所の管理人のためのものを除く。）
- 2 共同住宅，寄宿舎または下宿（第1種特別工業地区内に設置される事業所の従業員のための寄宿舎を除く。）
- 3 物品販売業を営む店舗（第1種特別工業地区内に設置される事業所の従業員のためのものを除く。）
- 4 図書館，博物館その他これらに類するもの
- 5 老人ホーム，保育所，福祉ホームその他これらに類するもの（第1種特別工業地区内に設置される事業所の従業員のための保育所を除く。）
- 6 ボーリング場，スケート場，水泳場または建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の6の2に掲げる運動施設
- 7 マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの
- 8 カラオケボックスその他これに類するもの
- 9 畜舎
- 10 法別表第2（る）項（第3号を除く。）に掲げるもの

別表第2（第2条関係）

- 1 住宅（第2種特別工業地区内に設置される事業所の管理人のためのものを除く。）
- 2 共同住宅，寄宿舎または下宿（第2種特別工業地区内に設置される事業所の従業員のための寄宿舎を除く。）
- 3 物品販売業を営む店舗または飲食店（第2種特別工業地区内に設置される事業所の従業員のためのものおよび当該事業所において製造または加工された物品の販売を目的とする店舗を除く。）
- 4 図書館，博物館その他これらに類するもの
- 5 老人ホーム，保育所，福祉ホームその他これらに類するもの（第2種特別工業地区内に設置される事業所の従業員のための保育所を除く。）
- 6 ボーリング場，スケート場，水泳場または令第130条の6の2に掲げる運動施設（第2種特別工業地区内に設置される事業所の従業員のためのものを除く。）
- 7 マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの
- 8 カラオケボックスその他これに類するもの
- 9 畜舎
- 10 次に掲げる業種（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める業種をいう。以下同じ。）に係る工場
 - (1) 製材業，木製品製造業
 - (2) パルプ製造業
 - (3) 石油製品・石炭製品製造業
 - (4) セメント・同製品製造業
 - (5) 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く。）
 - (6) 鉄鋼業（銑鉄鋳物製造業を除く。）
 - (7) 自動車整備業
 - (8) その他の修理業
- 11 次に掲げる業種に係る事務所，倉庫または作業場
 - (1) 建設業
 - (2) 運輸業，郵便業（郵便業を除く。）

(3) 物品賃貸業
